

## 滞在地での



# 不在者投票の流れ

以下の1～4に沿って、行います。

1. 不在者投票の請求（窓口または郵便、オンライン申請）をします。

- 窓口または郵便で請求する方

- ①次のいずれかの方法で請求書を取得します。

  - ・町田市ホームページから様式をダウンロードして印刷する。
  - ・町田市選挙管理委員会事務局に電話で様式を取り寄せらる

※投票所入場整理券が届いている方であれば、裏面を請求書として使用できます。

### 町田市HP及び電話で取り寄せした場合の様式

### お手元に届く投票所入場整理券の様式

## 不 在 者 投 票 宣 告 書 兼 請 求 書

私は、2026年2月8日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官選舉の当日、以下の事由のいずれかに該当する見込みです。

このことが眞実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

### 【事由】

- 住居、事業、地域行事、冠婚葬祭その他の用事による投票
- 用又は事故のために、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、異常、老衰、老健、身体能力がいかのため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 住跡移動のため、本町村以外に居住
- 天災又は悪寒等により投票所に於くことが困難

町田市選挙管理委員会委員長 空

年 月 日

ふりがな			
氏名(自書)			
生年月日	年	月	日
住所(市町村等)	町田市		
投票用紙送付先	〒	都道府県	市区町村
連絡先電話番号	—	—	—

\* 氏名は、本件が自署してください。

\* 連絡先電話番号には、つながる番号を書いてください。

\* この様式は、町田市選挙管理委員会事務局に直接持参するか郵送してください。

(メール・FAX不可)

\* 【誓由】欄にレ点等は不要です。

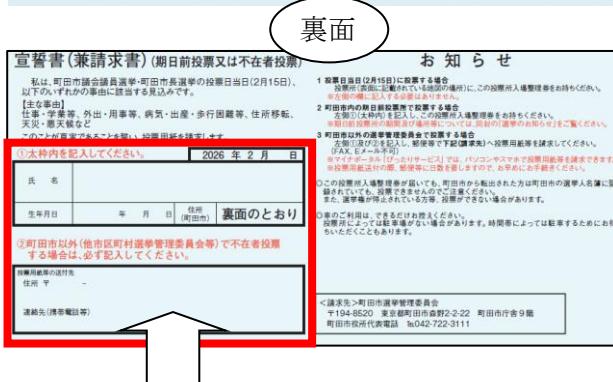
【問い合わせ先】町田市選挙管理委員会事務局

〒194-8520 東京都町田市森野町2丁目2番22号

TEL 042-724-2168 (直通)



太枠内の必要事項をすべて記入します。



投票所入場整理券の裏面が請求書として使用できますので、左側の太枠内の必要事項をすべて記入します。

②必要事項をすべて記入し、郵送または窓口いずれかの方法で提出できます。

記入方法は、記載例を参照してください。

※不在者投票用紙等の送付先住所は、アパート、建物名まで細かく記入してください。

※FAXやメールでの提出は不可。

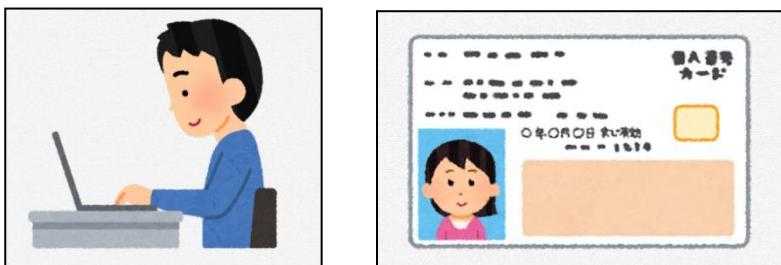
※日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

提出先：〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

## 町田市選挙管理委員会事務局 不在者投票担当 宛

連絡先 : 042-724-2168

- ・オンライン申請（スマートフォン等またはパソコン）で請求する方



アプリ「マイナポータル」の「ぴったりサービス」を利用し、請求します。  
詳細は、町田市ホームページをご確認ください。

(申請に必要なもの)

- ・電子証明書が記録されたマイナンバーカード
- ・スマートフォンの場合、マイナポータルアプリ
- ・パソコンの場合、IC カードリーダライタ

(注意事項等)

- ・請求は、本人による請求が必要です。
- ・請求は、選挙期日の前日までできますが、書類発送等の時間も考慮し、早めに請求してください。
- ・記入漏れ等あると投票用紙を交付できません。必ず記載例を確認してください。

## 2. 指定した送付先住所に投票用紙等一式が届きます。



(2) 透明の袋  
見本



(送付されるもの)

- (1) 通知文及び不在者投票案内
- (2) 透明の袋（投票用紙・不在者投票用封筒・不在者投票証明書）

**※透明の袋は、絶対に開封しないでください。**

滞在先の選挙管理委員会に持参すると職員が開封してくれます。

(注意事項)

- 1 : 通常の選挙では、公示（告示）日の翌日以降のお届けになりますが、2026年2月8日執行の『最高裁判所裁判官国民審査』につきましては投票用紙到着の関係で2月1日以降になります。
- 2 : 投票用紙等一式は、レターパックプラス（赤色）で届きます。（本人の受領が必須）

### 3. 滞在先の市区町村選挙管理委員会へ持参し、不在者投票します。



(注意事項)

1：投票できる期間：

1月28日（水）～2月7日（土）

※『最高裁判所裁判官国民審査』の期日前投票期間が異なる場合があります。

最寄りの市区町村選挙管理委員会に、投票時間・投票場所を含め、問い合わせてから不在者投票へお出かけください。

※平日の夕方以降や土日祝日などの開庁時間以外は、投票できない可能性がありますのでご注意ください。

※詳しくは最寄りの市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

2：投票方法は、選挙管理委員会の指示のとおり行ってください。

3：自宅、職場等の他の場所での投票は無効です。

不在者投票 完了



投票後の投票用紙は、不在者投票を行った選挙管理委員会から、町田市選挙管理委員会に郵送されます。

都合により投票できなかったときは、届いた投票用紙等一式は、速やかに当委員会に返還してください。

万が一、町田市の期日前投票所または選挙期日当日の投票所で投票する方法に変更する場合は、町田市選挙管理委員会事務局にご連絡ください。